

盛岡駅西口複合施設整備基本構想策定に向けたサウンディング型市場調査業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年10月17日

盛岡市長 内 舘 茂

1 業務の概要

(1) 業務名

盛岡駅西口複合施設整備基本構想策定に向けたサウンディング型市場調査業務委託

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

(3) 業務の目的及び内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 発注者

盛岡市

(5) 委託料上限額

6,600,000円（消費税額及び地方消費税含む。）

2 提案者の資格要件

次に掲げる要件を満たす法人及びその他の団体とする。

(1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。

(2) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者

ウ 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市税を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者

オ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

(3) 盛岡市業務委託等資格者名簿（大分類－調査・検査・測定、中分類－調査・統計）の登録者又は過去5年間に於いて本業務委託と類似した業務の受注実績を有する者であること。

なお、類似した業務とは、国や地方公共団体が発注した民間活力導入による施設整備やまちづくりに関連する調査・検討業務又は計画策定支援業務のことをいう。

3 提出書類

提出書類は次のとおりとするが、申込書類（資格審査に用いるもの）と提案書類（提案内容審査に用いるもの）とではそれぞれ提出期限が異なるため留意すること。

なお、提案書類については、電子データ一式も併せて提出すること。

(1) 申込書類

【提出期限：10月29日（水）】

申込書類	部数
ア 提案申込書（様式第1号）	1部
イ 提案資格を有していることを証明する次の書類 （ア）法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）の写し（直近3か月以内のもの） （イ）定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、代表者の決定、総会等の運営、財産の管理等の定めがある書類）の写し （ウ）直近の国に納付すべき「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3） （エ）盛岡市が保有する税情報及び住民基本台帳の記録の照会・確認することの同意書（様式第2号） ※ （ウ）及び（エ）について、直近（納付期限が到来しているものを指す。）の法人税等又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第3号）を提出すること。	各1部
ウ 申請する団体の役員等名簿（様式第4号）	1部
エ 秘密保持に関する誓約書（様式第5号）	1部

※ 現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている法人及びその他の団体については、上記イ及びウの書類の提出は不要とする。

(グループで申し込む場合は、上記ア～エに加えて下記オ～キの書類を提出すること。)

申込書類 (グループで申し込む場合)	部数
オ グループ申請構成書 (様式第 1 - 2 号)	9 部
カ グループの代表者、代表権限、意思決定の手續等グループの組織に関する取決 めを記載した書類 (任意様式)	9 部
キ グループを構成するすべての法人及びその他の団体ごとに上記イ及びウの書類	9 部

(2) 提案書類

【提出期限：11 月 5 日 (水)】

提案書類	部数
ク 企画提案書 (様式第 6 号)	9 部
ケ 見積書 ※ 消費税及び地方消費税の税率は10%として算出し、経費の項目ごとに積算の 根拠を示すこと。	9 部
コ 実績調書 (様式第 7 号) ※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載すること。	9 部
サ 類似業務実績の成果物 ※ 成果物の現物又は写しの提出は上限 3 点まで (1 点につき A 4 版 1 枚以内) と し、成果物に係る類似業務等の契約実績は上記コに必ず記載すること。	9 部
シ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの	9 部

4 書類の受付

(1) 受付期限

ア 申込書類 令和 7 年10月29日 (水) 正午必着

イ 提案書類 令和 7 年11月 5 日 (水) 正午必着

(2) 提出先

〒020-8531 盛岡市若園町 2 番18号 盛岡市役所若園町分庁舎 2 階
盛岡市商工労働部経済企画課

(3) 提出方法

各書類について、紙媒体及び電子ファイル (PDF 形式) により次のとおり提出すること。

ア 紙媒体

持参又は郵送 (簡易書留若しくはレターパック) により提出すること。

※ 持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

イ 電子ファイル (PDF 形式)

「9 問合せ先」に記載の電子メールアドレスあて提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問提出方法

質問票（様式A）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。口頭及び質問票によらない質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和7年10月23日（木）正午必着

(3) 質問に対する回答の公表

令和7年10月27日（月）に盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、当該質問者のみに回答する場合がある。

(4) 質問票提出先

「9 問合せ先」に記載の電子メールアドレスあて提出すること。

6 提示資料

現時点における「盛岡駅西口複合施設整備基本構想（案）」については、本業務委託の結果を踏まえて更新が想定される資料であることから一般には公表せず、「3 提出書類」に定める「エ 秘密保持に関する誓約書（様式第5号）」を提出した提案者にのみ、当該資料を提示する。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 1次審査（書類審査）

参加者が3者以下の場合は、経済企画課において資格要件の確認のみ行う。参加者が4者以上の場合は企画提案書等による書類審査を実施し、3者以内に選考する。

イ 2次審査（プレゼンテーション等による審査）

参加者によるプレゼンテーション及びプレゼンテーションに対する審査員からのヒアリングにより、審査を行う。プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1者当たり40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）とする。

※ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に市に連絡すること。また、追加資料等の提出は認めない。

※ プレゼンテーションの順番については、経済企画課において抽選により決定する。

(2) 審査基準

次に掲げる項目等を総合的に勘案し、評価の高い提案を選定する。

なお、審査基準の詳細は、「盛岡駅西口複合施設整備基本構想策定に向けたサウンディング型市場調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」を参照のこと。

- ア 業務目的の理解
- イ 企画提案内容
- ウ 業務遂行能力
- エ 予算の妥当性

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。

(4) 審査日程（予定）

ア 1次審査の実施	11月7日
イ 2次審査の実施	11月13日
ウ 審査結果の通知・公表	11月17日
エ 見積合わせの実施	11月下旬
オ 契約締結	11月下旬

8 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、原則として返却しない。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合がある。

(3) 提案内容に、特許権等日本国の法令に基づき保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用により生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

(4) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

(5) 公募資料等のデータは盛岡市公式ホームページからダウンロードすること。

(6) 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(7) 選定後の契約方法等について、次のとおりとする。

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者から見積書を徴取の上、契約書を作成する。

イ 契約締結に用いる仕様書は、別紙仕様書及び第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、発注者と第1順位者との協議により、提案内容を一部変更した上で作成することがある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

9 問合せ先

盛岡市商工労働部経済企画課商業振興係

住所：〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

電話番号：019-613-8389（直通）

電子メールアドレス：keizai@city.morioka.iwate.jp